

平成28年度 第4回人事委員会 会議結果

1 開催日時

平成28年6月1日（水）午前10時～10時45分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】 委員長 曾我紀厚
委員 中原都
委員 上田博久

【事務局職員】 事務局長 三王寺由道 次長兼任用課長 今岡誠一
給与課長 吉野一朗 係長 富山哲明
係長 湯ノ口修 係長 古川真史
係長 牧田茂人

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（任用規則等関係）
議案第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について
議案第3号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について
議案第4号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について
議案第5号 平成28年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について
議案第6号 選考により採用することができる職に係る承認について（医療技術職関係）
議案第7号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について
報告第1号 職員からの苦情相談について（事案番号28年-1号）

5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第7号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

6 議事

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正（任用規則等関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び告示の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称

<規則>

職員の任用に関する規則

<告示>

選考により採用する職

2 概要

(1) 知的障がい者及び精神障がい者採用試験関係

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、本県の知的障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、知的障がい者及び精神障がい者の採用試験を実施（平成29年4月1日採用予定）するため、地方公務員法第17条の2の規定に基づき、人事委員会規則に職を位置づけるもの。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行日

平成28年6月1日

【質疑】

委員

医師の意見書を求めるタイミングが採用時なので、合格者が決まった後ということだが、その段階で就労に適さないとしたら、もう一度試験をしなければならなかったり、この年は採用しなかったりということになるのか。

事務局

受験案内にその旨記載しており、仮に意見書で堪えられないことが判明すれば、採用しないということになる。

委員

つまり、合格を出す前に確認するのであれば、1番目の人を除外して2番目の人を合格できたのに、それができなくなるのは効率的かどうか少し気になった。たぶん受験案内に書いているため、そのような嘘はつかないだろうということだと思うが。

事務局

資格職の場合はよくある。3月終わりに国家試験や大学の科目の履修できているかの確認をするが、そこで履修できていなければ欠員になってしまうというのは、これまでしばしばある。それと同じような状態になってしまうことになると思う。

委員

それは受験した時には分からないが、これは、合格を出す前に分かる。他県で合格前にチェックしているところがなかったか。

事務局

他の自治体でも採用する時だった。結局、合格を出す前となると全員から提出してもらわないといけなくなるが、それは難しいと考える。

委員

了解。

委員

医師というのは、たいていは主治医か。

事務局

そのとおり。公的なところに出すという前提であるため、責任持って出してもらうことになる。

委員

微妙なときに、可能な状態にあると書いてしまうこともあるかもしれない。

事務局

このような意見書を取らずに、試用期間を見て可能かどうか判断するという自治体はある。

委員

採用後の職場環境づくりについて、障がい者だけで仕事をするのか、一般の職員も同じ部屋でやるのか。

事務局

一般の方と同じところで働かれる。その人が対応できる仕事になると思う。

委員

ストレスがたまったりするので、今までおられた方の環境づくりも必要だと思う。

事務局

その辺があって職場への特性理解とか配慮研修を一緒に働かれる職員に対して実施する。特に監督者にも個別に願います。また、福利厚生部局も入って一緒に考えて進めていただくことをやっていた。

委員

精神障がいの方の場合、個別の特性があるので、全体で配慮研修をしてもあまり役に立たない場合もある。個別事例に応じた配慮の仕方をされるのだろう。

事務局

採用者がどのような方かを見た上で研修内容を決めるとのことである。

委員

どういう方が来られるかによってもかなり違ってくる感じなのだろう。しかし、採用、選考基準が悩ましい感じになるかもしれない。つまり、職場で仕事しやすい点を重視すると、非常に軽度な方を選ぼうという傾向になるし、そうでない基準でやろうとしたときに職場への影響があるかもしれないとなるし、ひとまずやってみてなのだろうな。

もし問題等があればフィードバックいただくということで。

◇議案第2号～第5号

平成28年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について、平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について及び平成28年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度）の実施について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

○議案第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について

平成29年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	7名程度
土木	2名程度
警察事務	6名程度
保育士	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一般事務、土木：平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

警 察 事 務：平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

保 育 士：昭和56年4月2日以降に生まれた人

イ 登録

保 育 士：児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は平成29年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成29年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

(3) 試験日程

受 付 期 間	7月29日（金）～8月15日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月29日（金）午前0時～8月10日（水）午後12時）	
第1次試験	試 験 日	9月25日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁第二庁舎会議室 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	一般事務 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 警察事務 教養試験（多肢選択式）、適性検査 土木、保育士 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月5日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	一般事務、土木、保育士 10月下旬（予定） 警察事務 10月28日（金）（予定）
	試 験 会 場	一般事務、土木、保育士 鳥取県庁会議室 警察事務 鳥取県警察本部庁舎会議室

試験種目	一般事務、土木、保育士 人物試験（集団討論及び個別面接）
	警察事務 人物試験（個別面接）、作文試験、身体検査
採用候補者発表日	一般事務、土木、保育士 11月中旬（予定）
	警察事務 11月25日（金）（予定）

※ 警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

2 広報

平成28年6月7日付の鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第3号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について

平成29年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		4名程度
警察官（女性）		1名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

ウ その他の要件

警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

(ア) 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

(イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

(3) 試験日程

受付期間	7月29日（金）～8月15日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月29日（金）午前0時～8月10日（水）午後12時）
------	---

第1次試験	試験日	9月18日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	10月5日(水)(予定)
第2次試験	試験日	11月10日(木)～11月11日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技(武道受験者のみ)
	採用候補者発表日	12月15日(木)(予定)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

平成28年6月7日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第4号 平成28年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施について

平成29年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官(男性)	24名程度
警察官(女性)	3名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

	受付期間	7月29日(金)～8月15日(月)(消印有効) (インターネット受付：7月29日(金)午前0時～8月10日(水)午後12時)
第1次試験	試験日	9月18日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査

	合格者発表日	10月5日(水)(予定)
第2次試験	試験日	11月1日(火)～11月2日(水)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁第二庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、作文試験、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月25日(金)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

平成28年6月7日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

○議案第5号 平成28年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者、精神障がい者対象・高校卒業程度)の実施について

平成29年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	3名程度

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成29年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(5) 試験日程

受 付 期 間		7月29日(金)～8月15日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月29日(金)午前0時～8月10日(水)午後12時)
第1次試験	試 験 日	9月18日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月5日(水)(予定)
第2次試験	試 験 日	10月下旬(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	11月中旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員

警察官Bで男性が8名昨年度より多くなっているが、警察官Aと同じように辞退者が出るのか。

事務局

警察官Bの受験者は高校生が多いので辞退者は少ない。警察官Aの1回目試験の受験者数が減っているため、2回目でも確保するというのが難しいと考えて警察官Bを多くしたと思われる。

委 員

武道は前回試験の申込者がゼロだったのか。

事務局

柔道、剣道ともにゼロだった。

◇議案第6号

選考により採用することができる職に係る承認(医療技術職関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	採用理由
臨床検査技師	2名程度	・新病院に向けた体制整備(病床数拡大)による増員2名
診療放射線技師	3名程度	・新病院に向けた体制整備(病床数拡大)による増員1

		名 ・欠員による補充2名
理学療法士	3名程度	・リハビリ体制の充実のための増員2名 ・欠員補充1名
言語聴覚士	1名程度	・新病院に向けた体制整備（病床数拡大）による増員1名
作業療法士	2名程度	・欠員による補充2名
医療ソーシャルワーカー	2名程度	・退院支援体制の充実（2016年診療報酬改定に伴う加算措置）による増員2名

2 採用予定日

平成29年4月1日

3 選定方法

病院局において採用試験を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての記述式論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和32年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

臨床検査技師	臨床検査技師免許を有する者（※）
診療放射線技師	診療放射線技師免許を有する者（※）
理学療法士	理学療法士免許を有する者（※）
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する者（※）
作業療法士	作業療法士免許を有する者（※）
医療ソーシャルワーカー	次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者（※） (イ) 保健師免許又は看護師免許を有する者（※） (ウ) 平成29年3月31日満了時点で医療法に規定する病院又は診療所における医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が3年以上となる見込みの者

（※）平成29年4月30日までに同免許を取得する見込みの者を含む。

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第7号

労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部運転免許課から労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定

に基づき宿日直勤務の申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可しようとするもの。

1 申請内容

警察本部運転免許課が所管する東部地区運転免許センターがこのたび移転するが、庁舎（新築）引渡を受けた後に機密資料や必要備品等の搬入を予定しており、当該庁舎、設備及び備品等の保全及び屋内外の監視等のために、職員が宿直及び宿日直勤務を行えるようにするもの。

2 許可の要件

労働基準法施行規則第23条に基づく断続的な宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

勤務の態様は、一般的な待機業務であり、労働密度が薄いと考えられる。

(2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第16条の2及び宿日直手当に関する規則第3条により、一般の宿日直手当、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直手当、特殊な業務を主として行う宿日直手当を規定している。

宿日直手当額

一般の業務 宿直 4,200円 日直 4,200円

(3) 宿日直の回数

基準を満たしている。

○宿日直の回数の基準

基準	宿直	日直
厚生労働省基準	週1回を限度	月1回を限度

○宿日直の回数の申請内容

事業所名	宿直	日直
運転免許課	週0.14回	月0.73回

(4) 宿日直対象者

交通部職員（男性29名 女性11人）

※男性は宿直対応、女性は日直対応

※1回の宿直員数、日直員数は1名

(5) 勤務時間

宿直	午後5時15分～翌日午前8時30分
日直	午前8時30分～午後5時15分

(6) 睡眠設備の設置

当直室（5.6㎡）に寝具、冷暖房設備あり。

【質 疑】

委 員

新しい庁舎に移って、それが管理できないということか。

事務局

新庁舎ではすぐに業務は始まらない。物が置いてあるのみ。昼間は引っ越し業務を行うので人がいるが、夜間や休日は人がいなくなるので、その部分に対応するということ。

委 員

期間限定ということになると、期間が到来すると申請が出てくるということか。

事務局

今回はイレギュラーな案件である。運転免許センターでは現在でも宿日直業務を行っているが、運転免許センターも対応しつつ、今後別の職員が新しい庁舎も対応しなくてはならないので、その部分での申請である。

移転後は、(旧)運転免許センターで業務を行っていた職員が新庁舎で対応することになるので、また新たな申請が出てくることになる。

◇報告第1号

職員からの苦情相談（事案番号28年-1号）について、事務局が説明した。

7 次回人事委員会の開催

平成28年6月17日（金）午前10時から開催することとした。